

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資
制度に関する事務取扱要領

平成21年9月28日

告示第113号

(目的)

第1条 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(以下「融資制度」という。)とは、下請セーフティーネット債務保証事業を利用して、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。)が、第6条に規定する債権譲渡先(以下「債権譲渡先」という。)への工事請負代金債権の譲渡を発注者(以下「甲」という。)が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者(第6条を除き、以下「乙」という。)に対して融資を行うものである。融資制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものである。また、債権譲渡先は、融資に際し、乙の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一乙が倒産に至った場合には、債権譲渡先が乙に代わって下請負人等への支払を行う。

2 倒産とは、次の各号に掲げる場合をいう(以下同じ)。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その他乙が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

(債権譲渡の対象工事)

第2条 融資制度は、次の各号に掲げるものを除く工事を対象とする。

- (1) 次の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (2) 甲が役務的保証を必要とする工事
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (4) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に

不適当な特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書(様式第3号。以下「契約証書」という。)第1条第1項第5号及び第7号の金額は変更後のものとする。また、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には乙が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 当該工事の出来高(第2条第1号アにあっては、最終年度の工事に係る出来高。)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、工事履行報告書(様式第1号。以下「工事報告書」という。)により行うものとする。

(承諾権限)

第5条 乙が債権譲渡を行うに当たっては、建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとする。

(債権譲渡先)

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の対抗要件)

第7条 債権譲渡が、乙の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、甲の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

(債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策)

第8条 乙の倒産時に保護する下請負人等の範囲は、乙が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人(乙と直接の契約関係を有する者であ

って、法人、個人を問わない。)及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者(乙と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。)とする。

- 2 乙は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。
- 3 甲は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、原則として、次の各号のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。なお、乙の倒産時等の下請保護に関しては、乙及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、甲は関与しないものとする。
 - (1) 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、乙に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定められていること。なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法を勘案して、乙と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、甲は関与しないものとする。
 - (2) 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額から乙への貸付金を精算の上、残余の部分を乙に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定められていること。ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と乙との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額から乙への貸付金を精算の上、乙の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が乙に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、前号又は当号への移行を図るようにすることとしている。
- 4 前項における契約は民法(明治29年法律第89号)第537条第2項における第三者のためにする契約であり、第三者たる下請負人等が乙の倒産時に債権譲渡先より支払を受ける権利は、契約の利益を享受する意思表示しなければ発生しない。したがって、融資時に第2項の下請負人等への支払計画等を乙から債権譲渡先に提出する際、あるいはその後下請契約を締結した後速やかに、乙と連署で下請負人等に下請債権等の受益の意思表示を書面にて提出させることとする。なお、この場合第三者対抗要件である確定日付を取得しておくことが望ましい。

5 乙の倒産時における下請負人等の下請債権等の確認及び支払については、債権譲渡先にて債権者及び債権額を確認し、債権額に応じた按分比例その他債権譲渡先が公平と認める方法によって、下請負人等へ支払を行うこととする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第9条 融資制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の乙に対する当該工事に係る貸付金及び乙倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が乙に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

(履行保証との関係)

第10条 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、乙はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第11条 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次の各号に掲げる書類を乙から提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号。以下「承諾依頼書」という。) 3通

(2) 乙と債権譲渡先の調印済の契約証書の写し 1通

(3) 工事報告書

(4) 発行日から3か月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

(債権譲渡の承諾の処理手順等)

第12条 前条の書類の提出を受けた甲の事業主管課(以下「主管課」という。)は、次の手順で処理を行うものとする。

(1) 主管課は、申請書類受理後、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行う。

(2) 主管課は、融資制度専用の債権譲渡整理簿(様式第4号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理する。

(3) 主管課は、総務課長の合議を経て承諾についての決裁を受ける。

(4) 主管課は、債権譲渡の承諾後、町長の押印がなされた承諾依頼書2通を乙に交付する。なお、確定日付印欄には、承諾日と同一の日付を記載すること。

(5) 主管課は、申請に係る工事が第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、主管課は、承諾を行わない旨及びその理由について総務課長の合議を経て速や

かに乙に通知するものとする。

(申請書類等の確認に際して留意すべき事項)

第13条 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 承諾依頼書

譲渡対象債権の金額(申請時時点)が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 契約証書

第8条に従った下請保護方策が講じられていることを確認すること。また、第8条第3項の措置を講じるときは様式第3号(その1)が、同項ただし書による措置を講じるときは同様式(その2)が使用されていることを確認すること。

(3) 工事報告書

工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

(4) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

承諾依頼書等の印影を照合すること。

(融資実行の報告書等の要求)

第14条 融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、債権譲渡先が行うこととする。

2 乙及び債権譲渡先が、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書(様式第5号。以下「融資報告書」という。)を提出させるものとする。

(工事請負代金の振込先の変更)

第15条 主管課は、融資報告書を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続を行うものとする。

(債権譲渡先からの債権金額の請求)

第16条 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第6号。以下「請負代金請求書」という。)

1通

(2) 甲の押印がなされた承諾依頼書の写し 1通

(3) 契約証書の写し 1通

2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は部分払及び中間前金払を請求することはできないものとする。また、債権譲渡先は、甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものである。

(工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項)

第17条 主管課が、工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき

事項は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 請負代金請求書

請求金額が第3条に規定した譲渡債権の範囲並びに承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 承諾依頼書の写し

第13条第1号の規定に留意すること。

(その他)

第18条 融資制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるもので、甲においては、債権譲渡を申請したことをもって、乙の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。なお、融資制度に係る債権譲渡によって乙の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

2 融資制度に係る融資及び地域建設業経営強化融資制度に係る融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条，第11条，第13条関係）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第2号（第11条，第12条，第13条，第17条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（発注者）様

請負者

（譲渡人）

住所

氏名

実印

資本の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

（譲受人）

住所

氏名

建設業協同組合

実印

譲渡人（以下「甲」という。）と建設業協同組合（以下「乙」という。）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき，甲が貴殿に対して有する次の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき，建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては，公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に関する事務取扱要領（平成21年神石高原町告示第113号）に従い，本譲渡債権を担保として，甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに，甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお，建設工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また，甲及び乙は建設工事請負契約書に定められた部分払及び中間前金払は，貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1	工事名			
2	工事場所			
3	工期	自	年 月 日	
		至	年 月 日	
4	(1) 請負代金額	金	円	ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
	－(2) 前払金額	金	円	
	－(3) 中間前払金額	金	円	
	及び部分払金額	金	円	
	(4) 債権譲渡額	金	円	（ 年 月 日現在見込額）
				ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

債権譲渡承諾書

年 月 日

 [甲] 様

 [乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払及び中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

発注者

印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡契約証書

株式会社（以下「甲」という。）と 建設業協同組合（以下「乙」という。）とは，次のとおり，債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と （以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下，単に「本件工事請負契約」という。）に基づき，甲が丙に対して，現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を， 年 月 日，丙の承諾を得ることを停止条件として，甲は乙に譲渡し，乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし，債権譲渡額は，本件請負工事が完成した場合においては，本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また，本件工事請負契約が解除された場合においては，本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は，契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には，増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか，本件工事請負契約に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 甲及び乙は，本債権譲渡につき，確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

（担保責任）

第4条 甲は，譲渡債権について，丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には，相殺の抗弁，第三者からの差押等，乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下「下請債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第11条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

(被担保債権の優劣)

第7条

(文例1)

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち %については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

(文例2)

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 (上記第2項と同文)

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、次のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、次の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第9条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

(説明請求)

第12条 下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解約の禁止)

第13条 甲と乙とは、下請負人が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

住 所

債権譲渡人 (甲)

株式会社

代表取締役

実印

住 所

債権譲受人 (乙)

建設業協同組合

代表理事

実印

債権譲渡契約証書

株式会社（以下「甲」という。）と 建設業協同組合（以下「乙」という。）とは，次のとおり，債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と （以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下，単に「本件工事請負契約」という。）に基づき，甲が丙に対して，現在有し及び将来確定し取得することあるべき次の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を， 年 月 日，丙の承諾を得ることを停止条件として，甲は乙に譲渡し，乙はこれを譲り受けた。

（1）工事名

（2）工事場所

（3）契約日 年 月 日

（4）工期 年 月 日から 年 月 日まで

（5）請負代金額 金 円

（6）既受領金額 金 円

（7）債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし，債権譲渡額は，本件請負工事が完成した場合には，本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また，本件工事請負契約が解除された場合においては，本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は，契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には，増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか，本件工事請負契約に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 甲及び乙は，本債権譲渡につき，確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

（担保責任）

第4条 甲は，譲渡債権について，丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には，相殺の抗弁，第三者からの差押等，乙の債権の行使を妨げる事由のないこと

を保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

(下請保護規定)

第7条 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(合意管轄)

第9条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

住 所

債権譲渡人（甲）

株式会社

代表取締役

実印

住 所

債権譲受人（乙）

建設業協同組合

代表理事

実印

融資実行報告書

年 月 日

（発注者） 様

（甲） 譲渡人 住所
借入人 氏名 株式会社 実印

（乙） 譲受人 住所
貸付人 氏名 建設業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する次の債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが，甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し，当該契約に基づき乙は甲に対して，金銭を貸し渡し，甲はこれを借り受けて受け取りましたので，甲乙連署のうえ報告します。次の工事請負代金につきまして，今後は乙の次の振込口座にお振込下さい。

なお，本件融資に際し，甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し，乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[承諾番号]

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名
- 2 預金の種別，口座番号
- 3 口座名義
(ふりがな)

工事請負代金請求書

年 月 日

（発注者） 様

（債権譲受人） 住所
氏名 建設業協同組合 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について次のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

ただし、 工事の代金

（内訳）

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 請負代金額 | ¥ _____ |
| (2) 前払金受領済額 | ¥ _____ |
| (3) 中間前払金受領済額
及び部分払金受領済額 | ¥ _____ |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等 | ¥ _____ |
| (5) 今回請求金額 | ¥ _____ |

2 承認番号

3 支払口座等

(1) 振込希望金融機関名

(2) 預金の種別，口座番号

(3) 口座名義
(ふりがな)

(4) 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス